

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-5
処分の種類	受益者への工事費用負担命令			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第58条			
処分の概要	県は公園事業の執行により著しく利益を受ける者がある場合においては、その者に、その受益の限度において、その公園事業の執行に要する費用の一部を負担することができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			